

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

当社普通株式

(2) 併合の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式 2 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

(3) 減少株式数

発行済株式数 : 87,733,362 株（平成 24 年 9 月 30 日現在）

併合による減少株式数 : 43,866,681 株

併合後の発行済株式数 : 43,866,681 株

※本株式併合による減少株式数は、本株式併合により生じる端株及び当該発行済株式総数に株式の併合割合を乗算した理論値であります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理について

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 当社の最近の普通株式に係る投資単位の状況

平成 24 年 9 月 30 日現在の当社株主構成（普通株式）		
	株主数（割合）	発行済株式数（割合）
合計数	3,581 名（100.00%）	87,733,362 株（100.00000%）
2 株未満	153 名（4.27%）	153 株（0.00017%）
2 株以上	3,428 名（95.73%）	87,733,209 株（99.99983%）

平成 24 年 9 月 30 日現在の当社株主構成（普通株式）		
	株主数（割合）	発行済株式数（割合）
合計数	3,581 名（100.00%）	87,733,362 株（100.00000%）
200 株未満	961 名（26.84%）	79,403 株（0.09050%）
200 株以上	2,620 名（73.16%）	87,653,959 株（99.90950%）

- (1) 今回の株式併合を実施した場合、平成 24 年 9 月 30 日現在の当社株主構成では、総株主数 3,581 名のうち、保有株式数が 2 株未満の株主 153 名（その所有株式数の合計 153 株）が保有機会を失います。
- (2) 今回の株式併合を実施した場合、平成 24 年 9 月 30 日現在の当社株主構成では、総株主数 3,581 名のうち、保有株式数が 200 株未満の株主 961 名（その所有株式数の合計 79,403 株）から上記保有機会を失う株主 153 名を除いた株主 808 名が単元未満株式を保有することになります。
- (3) 当社の単元未満株式を有する株主は、当社に対して、①会社法第 194 条及び当社定款第 10 条（単元未満株式の買増し）の定めにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（買増し）、または②会社法第 192 条の定めにより、その単元未満株式を買い取ること（買取り）を請求することができます。なお、買増し制度については、一定の場合、制限がございます。
- (4) 株式併合の効力発生日前までに、証券取引所における売買を通じて 200 株以上を保有するようにしていただくという方法もございます。

4. 株式併合の日程

平成 24 年 11 月 15 日	取締役会決議日
平成 24 年 12 月 21 日	第 46 回定時株主総会（株式併合に関する決議）（予定）
平成 25 年 3 月 15 日	株式併合公告日（電子公告）（予定）
平成 25 年 3 月 31 日	株式併合基準日（予定）
平成 25 年 4 月 1 日	株式併合の効力発生日（予定）

5. 株式併合の条件

平成 24 年 12 月 21 日開催予定の当社第 46 回定時株主総会において本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

6. その他

（1）配当金について

本日発表しました「平成 24 年 9 月期決算短信〔日本基準〕（連結）」において公表しておりますが、平成 25 年 9 月期の配当金につきましては、株式併合後の 1 株当たり 2 円 50 銭を予定しております。

（参考：平成 24 年 9 月期の配当金は、株式併合前の 1 株当たり 1 円です。）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つと位置付けておりますが、今後も期間業績に応じた利益還元を進めてまいります。

（2）株主優待制度の導入について

株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より長期的な視点で当社株式への投資をしていただけるよう、毎年 9 月 30 日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様のうち、一定数量、一定期間以上保有していただいている株主様を対象として株主優待制度の導入を検討しております。詳細が決まりましたら、改めて発表させていただきます。

以上

添付資料

（ご参考）株式併合に関する Q & A

(ご参考)

株式併合に関するQ & A

Q. 1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、発行済の複数の株式を1株に統合して、発行済株式総数を減らす方法です。今回、当社は、発行済株式総数、株価水準の適正化を図るため、2株を1株に併合することといたしました。

Q. 2 株式併合の目的は何か。

当社は、過去に経営改善のため、増資による資本増強を行なってまいりました。その効果により、財務体質の強化、経営基盤の安定を図ることができましたが、発行済株式総数は、大幅に増加いたしました。現行の水準は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）の上場企業の平均上場株式数と比べて、約7.3倍と多く、また、発行済株式総数の時価総額に対する割合も、株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）の上場企業全体の状況と比較して、約7.9倍と高い割合となっております。このような状況のもと、発行済株式総数、株価水準の適正化を図るために株式併合を行うものであります。

その結果、1株当たりの諸指標（利益・純資産額等）や株価について、他社との比較が容易になり、当社の株式が株式市場において一層適正に評価され、当社の企業イメージ向上につながるものと考えております。

Q. 3 資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

保有する株式の数は2分の1になり、例えば1,000株ご所有の株主様の株式数は500株となりますが、1株あたりの純資産額は2倍となります。

また、株価につきましても理論上は2倍となります。

Q. 4 株主の所有株式・議決権はどのようになるのですか。

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成25年3月31日最終の株主名簿に記録された株式数に2分の1を乗じた株式数となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成25年4月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

株式併合の効力発生による所有株式数及び議決権数の変更について、具体的な例は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	1,000株	10個	500株	5個	—
例②	2,010株	20個	1,005株	10個	—
例③	101株	1個	50株	—	0.5株
例④	1株	—	—	—	0.5株

- ・ 例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・ 例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございませんが、例②、③に発生する単元未満株式（例②は5株、例③は50株）につきましては、ご希望により単元未満株式の買取りおよび買増し制度がご利用できます。なお、買増し制度については、一定の場合、制限がございます。

ます。

- ・ 例③、④に発生する端数株式相当分につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分（売却・買取など）し、それによって得た代金を各株主様の有する端数株式相当分に応じしてお支払いいたします。
- ・ 例④に該当する株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q. 5 株式併合後、単元株式数はどのようになるのですか。

当社の単元株式数は、現在 100 株と定められております。当社は、株式併合に伴い、単元株式数を変更いたしません。

Q. 6 所有株式数が減ると、受け取る配当金は減りませんか。

ご所有株式数は 2 分の 1 になりますが、1 株当たりの配当金は 2 倍となります。なお、平成 25 年 9 月期決算における併合後の 1 株当たり配当金は、2 円 50 銭を予定しております。（平成 24 年 9 月期決算における併合前の 1 株当たり配当金は、1 円を予定しております。）

Q. 7 スケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しております。

平成 24 年 12 月 21 日 (金)	第 46 回定時株主総会決議日
平成 25 年 3 月 26 日 (火)	株式併合前の当社株式を対象とする売買最終日
平成 25 年 3 月 27 日 (水)	株式併合後の当社株式を対象とする売買開始日 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 25 年 4 月 1 日 (月)	株式併合の効力発生日 併合後の株式売却、単元未満株式の買取り・買増しが可能です。
平成 25 年 4 月下旬	株主の皆様へ株式併合割当通知発送
平成 25 年 5 月中旬	端数処分代金お受取対象の株主の皆様へは、端数処分代金をお支払いいたします。

Q. 8 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

特段のお手続きの必要はございません。

なお、株式併合前のご所有株式が、2 株未満の株式は、株式併合により 1 株未満の端数株式となるため、すべての端数株式を当社が一括して処分（売却・買取等）し、それによって得た代金を各株主様の有する端数株式相当分に応じしてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式の総数が 2 株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※ 株式併合その他株式に関する各種お手続きに関するお問い合わせ先

- ① 株式併合に関するお問い合わせ並びに住所変更、配当金受領方法の指定及び単元未満株式の買取り・買増等の各種お手続きについては、お取引のある証券会社等にお問い合わせください。
- ② 証券会社等に口座がなく、特別口座で管理されている株主様は、下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

特別口座の口座管理機関
(株主名簿管理人)

三井住友信託銀行株式会社

【電話照会先・郵便物送付先】

〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-176-417 (通話料無料)

※ 平成25年1月より、電話照会先・郵便物送付先が変更となります。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031 (通話料無料)

③未受領の配当金（支払開始後除斥期間である3年を経過していないもの）がある場合には、上記株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にお問い合わせください。